

令和 3 年度

第 7 回 第二農地部会定例会議事録

令和3年10月29日（金）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

令和3年度 第7回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和3年10月29日(金) 午後2時00分

会 場 頸城コミュニティプラザ2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(10名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
2番 五十嵐 隆一	9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	22番 山本 誠信
24番 笠原 浩一		

(2) 農地利用最適化推進委員(14名)

(安塚区) 青田 俊一
(浦川原区) 田鹿 敏行
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一
(牧区) 金井 薫、中川 正道
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫、小池 孝志
(大潟区) 細谷 正夫
(頸城区) 上井 康二
(吉川区) 常山 哲夫
(三和区) 福原 弥、高橋 浩一

2 欠席委員

- (1) 農業委員…17番、岩崎 欣一、21番、望月 博の2名
(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 高波 澄男、(浦川原区) 井部 慎一
(牧区) 米川 尚登、(頸城区) 大島 伸一
(吉川区) 中嶋 琢郎の5名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 任	春谷 政男	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	閨間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	班 長	中条 崇	
農業委員会事務局	農政係長	羽深 元子	

4 会議に附した事件

- (1) 議事録署名委員の氏名
10番 滝沢 記一 18番 長瀬 一成

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

② 浦川原区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

③ 大島区駐在室管内分

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④ 牧区駐在室管内分

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑥ 大潟区駐在室管内分

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑦ 頸城区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑧ 吉川区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑨ 三和区駐在室管内分

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時 それでは、これより令和3年度第7回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員10名、欠席委員2名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員14名、欠席推進委員5名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>10番 滝沢 記一 委員、18番 長瀬 一成 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、先月の定例会で説明したとおり、コロナ禍でもあることから、しばらくの間、全員での唱和を休止し、代わりに代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは、着座のまま、黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、18番 長瀬 一成 委員に読み上げていただきます。</p> <p>長瀬委員、よろしくをお願いいたします。</p>
長瀬委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>長瀬委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p>

＜安塚区駐在室の議案＞

議 長

最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農用地利用集積計画変更について＞

議 長

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号2101番から2102番までの2件です。

いずれも小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が2件、借り手、貸し手共に2名です。利用権を設定する土地は、田3筆、6,690㎡、畑2筆、578㎡で、新規設定が2件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、3頁番号2147番から2148番までの2件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定2件についてご説明いたします。

2件とも譲渡人が自作していましたが、高齢化と労力不足により地域の担い手及び認定農業者へ貸し付けるものです。

これら2件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」審議いたしますが、6 頁、番号 2108 番は岩崎委員に関連する案件ですので、議事参与の制限がかかりますが、本日、岩崎委員は欠席していますので、このまま岩崎委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」岩崎委員に関連する案件についてご説明いたします。議案書は 4 頁をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

1 の権利の設定の内訳は、10 年を超えるものが 1 件です。借り手人数 1 名で、権利を設定する土地は、地目が田 17 筆、9,678 m²、畑 3 筆、3,253 m²、新規設定が 1 件です。

それでは、詳細についてご説明いたします。6 頁をご覧ください。

番号 2108 番の 1 件で、人・農地プランに登載されている認定農業者が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長

続きまして、岩崎委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」岩崎委員関連以外の案件についてご説明いたします。議案書は4頁をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

1の権利の設定の内訳は、5年以上10年以内が1件、10年を超えるものが2件です。借り手人数3名で、権利を設定する土地は、地目が田33筆、18,245.91㎡、新規設定が3件です。

それでは、詳細についてご説明いたします。5頁をご覧ください。

番号2106番及び6頁、番号2107番、2109番の3件で、人・農地プランに登載されている地域の担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

＜浦川原区駐在室の議案＞

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は、10年を超えるものが2件、借り手人数1名、貸し手人数2名です。

利用権を設定する土地は、田6筆、5,721㎡で、新規設定が2件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、2 頁 2577 番から 2578 番までの 2 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定 2 件についてご説明いたします。

番号 2577 番及び 2578 番の 2 件は、これまで特定農作業受委託により耕作していましたが、受託農業者の要望により、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

これら 2 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。
議案書は 3 頁をご覧ください。

1 の権利の設定の内訳は、期間は 10 年を超えるものが 8 件です。借り手人数 8 名で、権利を設定する土地は、田が 45 筆 34,179.91 m²、新規設定 8 件です。

2 の権利の移転はありません。

詳細については、4 頁 2530 番から 5 頁 2537 番までの 8 件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の権利設定 8 件についてご説明いたします。

4 頁 2530 番から 5 頁 2537 番までの 8 件は、全て人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪大島区駐在室の議案≫

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農用地利用集積計画変更について＞

議 長

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。2903番から2905番までの3件です。

全て小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。

3件の内、2903番の詳細について、説明いたします。

この案件は、4月の「第1回第二農地部会定例会」において、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について提案し、承認いただいた案件です。

農地中間管理機構を介して転貸されていましたが、耕作者が亡くなったため、合意解約により農地中間管理機構に返還されました。

現在、譲渡人により適正に管理されており、新たな耕作者の確保を模索しております。それまでの間、賃借料を0円に変更するものであります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が3件、借り手、貸し手共に3名です。

利用権を設定する土地は、地目が「田」11筆13,889㎡です。再設定1件、新規設定2件です。2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、3頁2978番から2980番までの3件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定2件について説明いたします。

いずれも譲渡人が自作していましたが、労力不足より地域の農業者へ貸し付けるものです。

これら3件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

〈牧区駐在室の議案〉

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

〈報告第1号 農用地利用集積計画変更について〉

議 長

報告第1号 「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

牧区

駐在室 牧区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号3301番から3302番までの2件です。

3301番は、小作料の見直しに伴い、契約期間を9年11ヶ月から10年に変更するものです。3302番は、小作料の見直しによる額の変更です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

牧 区
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号3302番の1件です。

申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

譲受人は経営規模拡大のため、隣接する農地の所有者である譲渡人に打診し、話がまとまったことから、売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況については、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧 区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が2件、3年を超え6年以内が1件で、計3件です。借り手人数2名、貸し手人数3名です。

利用権を設定する土地は、田5筆9,138㎡で、再設定1件、新規設定2件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はございません。

詳細については、4頁3360番から5頁3362番までの3件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定2件について説明いたします。

4頁、番号3360番及び3361番の2件は、これまで特定農作業受委託により耕作

していましたが、借り手の要望により、新たに利用権を設定するものです。

なお、これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪柿崎区駐在室の議案≫

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について＞

議 長

報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

柿崎区

柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。

議案書は 1 頁をご覧ください。番号 3707 番から 3719 番までの 13 件です。

いずれも小作料の見直しによる額の変更です。

番号 3716 番は、耕作者の健康上の理由等を考慮し、変更後の賃借料を使用貸借に設定するものです。農地の管理については、貸し手の親戚が草刈りを行うなど適正に管理しており、双方合意のもとに変更するものです。いずれも小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は 3 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 1 件、3 年を超え 6 年以内が 2 件、6 年を超え 10 年以内が 2 件で、計 5 件、借り手、貸し手共に 5 名です。

利用権を設定する土地は、地目が田 10 筆 22,347 m²で、再設定 4 件、新規設定 1 件です。2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。

詳細については、4 頁 3903 番から 6 頁 3907 番までの 5 件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定について説明いたします。

議案書は 6 頁をご覧ください。

番号 3907 番は、これまで借り手との間で利用権を設定されていましたが、契約期間満了を迎えることから、新たに利用権設定を行うものです。

これら 5 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。

議案書は 7 頁をご覧ください。

1 の権利の設定は、期間は 10 年を超えるものが 2 件、借り手人数 2 名です。

権利を設定する土地は、地目が田 62 筆 140,677 m²です。

2 の権利の移転はありません。

詳細については、8頁3717番から3718番までの2件を掲載しましたので、ご覧ください。3717番については、先月30日に新規に設立された法人であり、経営面積が0㎡に表記されています。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪大潟区駐在室の議案≫

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について>

議 長

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

大潟区駐在室です。よろしく申し上げます。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。

番号4639番は、大潟区下小船津浜地内の登記簿地目「畑」、面積284㎡を一般個人住宅として利用するため、売買するものです。

次に、番号4640番は、大潟区上小船津浜地内の登記簿地目「畑」、面積474㎡を一般個人住宅として利用するため、所有者である父との間で使用貸借権を設定するものです。これら2件の位置図は2頁と3頁に掲載しましたのでご覧ください。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について承認します。

<報告第2号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。

議案書は4頁をご覧ください。

番号4602番から4610番までの9件です。

いずれも農地中間管理機構を通じた利用権の設定で、賃借料の変更です。賃借料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について承認します。

議 長

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

議案書は6頁をご覧ください。議案番号4601番の1件です。

譲渡人は新潟市に居住しており、耕作不便のため規模拡大を予定していた譲受人と売買により所有権を移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
議案書は7頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、期間6年を超え10年以内が3件、借り手人数2名、貸し手人数3名です。利用権を設定する土地は、田が3筆、8,282㎡で、再設定3件です。2の利用権移転はありません。

3の所有権移転は、件数は1件で、買い手、売り手共に1名です。

所有権を移転する土地は、田が1筆、2,198㎡です。

それでは、3の所有権移転についてご説明します。

議案書は8頁をご覧ください。

番号4661番は、譲渡人が財産整理のため、これまで利用権を設定していた譲受人と売買により所有権を移転するものです。

これら4件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。
議案書は10頁をご覧ください。

農地中間管理機事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

1 の権利の設定の内訳は、期間が 10 年を超えるものが 1 件、借り手人数 1 名です。権利を設定する土地は、田が 6 筆 11,962 m²で新規設定です。

2 の権利の移転はありません。

詳細については、11 頁 4605 番に掲載しましたので、ご覧ください。

この案件は、人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪頸城区駐在室の議案≫

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区

頸城区駐在室です。よろしくお願いたします

駐在室

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。番号 5319 番の 1 件です。

契約内容は、基盤強化促進法による貸貸借で、解約事由は労力不足、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第2号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号5307番から5308番までの2件です。

いずれも小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、6年を超え10年以内が2件で、借り手人数1名、貸し手人数2名です。

利用権を設定する土地は、田9筆、21,804㎡で、新規設定2件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はございません。

詳細については、4頁5376番から5377番までの2件を掲載しましたので、ご覧ください。

新規の利用権設定2件について説明いたします。

議案書4頁をご覧ください。番号5376番及び5377番は、共に労力不足のため、地域の認定農業者である農事組合法人へ貸し付けるものです。

また、番号5377番は、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

なお、これら2件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。

議案書は 5 頁をご覧ください

1 の権利の設定は、期間 5 年以上 10 年以内が 1 件、10 年を超えるものが 4 件で、計 5 件、借り手人数 5 名です。

権利を設定する土地は、地目が田 22 筆 66,335 m²です。

2 の権利の移転はありません。

詳細については、6 頁 5314 番から 7 頁 5318 番までの 5 件を掲載しましたので、ご覧ください。この 5 件は、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

＜吉川区駐在室の議案＞

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室 吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。
報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。番号 6240 番の 1 件です。
合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について＞

議 長 報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室 報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。
議案書は 2 頁をご覧ください。番号 6250 番から 6265 番までの 16 件です。
いずれも小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞

議 長 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。
議案書は 5 頁をご覧ください。番号 6201 番の 1 件です。
吉川区長峰地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。6 頁に位置図、7 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。
申請者は、現在親子 3 世代 7 人で同居しておりますが、手狭となったことから、申請農地を売買により取得し、住宅を建設するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。

工期は、令和4年2月28日から令和4年7月31日までです。

転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水により処理し、雨水排水は道路側溝へ放流することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は8頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が2件、6年を超え10年以内が3件で、計5件、借り手、貸し手共に4名です。利用権を設定する土地は、田9筆、16,030㎡、畑1筆、249㎡で、再設定4件、新規設定1件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、9頁、6394番から10頁6398番までの5件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定について説明いたします。

議案書は9頁をご覧ください。

番号6395番は、これまで所有者が自作していましたが、労力不足のため経営を縮小し、集落の認定農業者へ貸し付けるものです。

これら5件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。
議案書は11頁をご覧ください。

1 権利の設定の内訳は、期間10年を超えるものが6件で、借り手人数6名です。
権利を設定する土地は、田55筆、80,300㎡、新規設定6件です。

2 権利の移転はありません。

詳細については、12頁6218番から6223番までの6件を掲載しましたので、ご覧ください。いずれも人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<<三和区駐在室の議案>>

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。
報告第1号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。
議案書は1頁をご覧ください。番号8628番から8722番までの95件です。
いずれも小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。
議案書は15頁をご覧ください。番号8603番の1件です。
申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
譲渡人は現在、長岡市に居住しており、所有農地の一部を譲受人に貸し付けていましたが、保有するすべての土地等の処分を行うため、農地については、譲受人へ贈与により所有権移転するものです。
譲受人の状況につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

＜議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。 議案書は 16 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定の内訳は、6 年を超え 10 年以内が 1 件で、借り手、貸し手共に 1 名です。利用権を設定する土地は、田が 1 筆 2,333 m²、再設定です。</p> <p>2 の利用権移転はありません。</p> <p>3 の所有権移転は、件数は 1 件で、買い手、売り手共に 1 名です。 所有権を移転する土地は、田が 1 筆、5,441 m²です。</p> <p>詳細については、17 頁 8667 番から 18 頁 8666 番までの 2 件を掲載しましたので、ご覧ください。</p> <p>それでは、所有権移転の明細について説明いたします。17 頁をご覧ください。</p> <p>番号 8667 番は、これまで譲渡人が自作していましたが、健康を害したため、近隣で経営を拡大している譲受人へ売買により所有権移転するものです。</p> <p>これら 2 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
議 長	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。長時間のご審議、ご苦労様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【7. その他】</p> <p>上野部会長、ありがとうございました。 次に「7. その他」ですが、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。</p>

柿崎区 駐在室長	【 8 . 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。 (岸田職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【 9 . 閉会】 以上をもちまして、令和 3 年度第 7 回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。

午後 2 時 53 分終了